

子宮頸がん・乳がん検診無料クーポン券について

対象の皆さんには7月に、「がん検診無料クーポン券」をお送りしています。検診期間が平成24年1月31日までとなっておりますので、まだ検診をされていない方は、通知をよくお読みいただき早めに検診をしてください。

●対象となる方●

<子宮頸がん検診> : 20、25、30、35、40才の女性

<乳がん検診(マンモグラフィ検査と視触診)> : 40、45、50、55、60才の女性

※平成23年4月1日現在の年齢

女性の健康ニュース

乳がん発生率は、この20年間で約2倍に増加し40~60才代に多くみられます。これは、脂肪分の多い食生活や晩婚・少子化等のライフスタイルの変化によってホルモンバランスが変わってきたことなどが関連すると考えられています。

○20才を迎えたら、月1回の乳房自己検診を!

○40才を迎えたら、2年に1度はマンモグラフィ検査 + 月1回の乳房自己検診を! 習慣にしてください。

子宮頸がんは、20~30才代に急増しています。子宮頸がんは性交渉により感染するヒトパピローマウイルス(HPV)が関与しており、高齢になるほど多くなる他のがんと違って、性活動が活発な若い年代での感染が増えているためと考えられています。

○20才を迎えたら、年に1度は子宮頸がん検診を! 習慣にしてください。

■お問い合わせ先 下諏訪町保健センター 電話27-8384

“まちづくりおでかけトーク”をご利用ください! 職員が皆さんのもとへ出かけます!

◆申し込みができる方は~

町内に在住・在勤・在学している方で構成されたおおむね10人以上の団体・グループ。

◆開催時間、会場は~

開催時間は、午前9時~午後9時までです。会場の手配、進行、PRは申し込み団体様にてお願いします。

◆費用は~

講師料は無料です。講座によっては、教材費等の実費が必要となる場合があります。

◆申し込み方法等~

ご希望の講座を選んでいただき、受講申込書に必要事項をご記入の上、郵送、FAXまたはEメールにより、各講座の担当課宛にお申し込みください。(申込書、講座メニューは、総務課企画係にご用意しています。また、町HPからもご覧になれます。)日程等の調整がありますので、事前に各講座担当課までお問い合わせください。受講後、受講報告書をお早めにご提出ください。



【申込書・報告書の提出先】

郵 送 : 〒393-8501 下諏訪町4613番地8
下諏訪町役場(各講座の担当課)宛
F A X : 28-1070 (各講座の担当課)宛
Eメール : kyoudou@town.shimosuwa.lg.jp

【お問い合わせ先】

総務課 企画係 電話 : 27-1111 (内線258)

「ふるさとまちづくり寄附金(ふるさと納税)」の呼びかけにご協力をお願いいたします。



ふるさと納税制度が始まり、約4年が経過しようとしています。平成22年度に下諏訪町へお寄せいただいた『ふるさとまちづくり寄附金』は4件、121万円となり、23年度の予算で指定された事業に活用させていただくことにしています。

申込み方法等の詳しい内容については、町のホームページやポスター等でお知らせしていますが、行政のPRや取り組みにはどうしても限界があり、より多くの方々に直接お伝えできる効果的な方法として、今回、町民の皆様にご理解とご協力をお願いさせていただくことになりました。

冬休みや年末年始で帰省されるご家族、ご親族、お知り合いの皆様にお知らせいただき、下諏訪町への応援の呼びかけにご協力をお願いいたします。

■お問い合わせ先 下諏訪町役場 税務課 収納係 電話27-1111 (内線126・127)



税務課からのお知らせ

所得税の還付申告はお早めに!

—税務署では1月4日から受け付けます—



平成23年分の確定申告の受付は、2月16日(木)から受付が始まりますが、所得税の還付を受ける方(年内に退職され年末調整を受けられなかった方、給与・年金収入の方で医療費控除を受ける方など)の申告は、税務署では1月4日(水)から受付が始まりますので、早めに受けられることをお勧めします。なお、町税務課では2月14日(火)・15日(水)の2日間は、還付申告の方のみを対象に申告を受付け、2月16日(木)からは、所得税の確定申告・住民税申告と共に受付いたします。

還付申告とは

所得税の還付申告は、どのような場合にできるの?

確定申告をしなくてもよい人でも、源泉徴収された税金や予定納税をした税金が年間の所得について計算した税金の額より多いときは、還付申告することによって納め過ぎの税金が還付になります。還付申告ができるのは翌年1月1日から5年間です。

○サラリーマンの場合(主なもの)

- ①年の途中で退職し年末調整をせず源泉徴収税額を納め過ぎているとき。
- ②一定の要件のマイホームの取得などで住宅ローンがあるとき。
- ③多額の医療費を支出したとき。
- ④特定の寄付をしたとき。
- ⑤配当所得があり配当控除を受けるとき。
- ⑥災害や盗難など資産に損害を受けたとき。
- ⑦特定支出控除の適用を受けるとき。

○サラリーマン以外の場合(主なもの)

- ①総合課税の配当所得や原稿料などがある方。
- ②所得が公的年金等の雑所得のみの方。
- ③年途中で退職した後就職しなかった方。
- ④退職所得がある方で一定の要件に該当する方。

○住宅借入金等特別税額控除について

町県民税の住宅ローン控除

所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった場合には、平成二十四年度の町・県民税(住民税)の所得割から控除できます。平成二十一年度まで、この控除を受けるには「市町村」への申告が必要でしたが、二十二年からは原則「申告不要」となりました。ただし、二十三年に入居された方は、二十三年分が初年度のため年末調整で住宅ローン控除は受けられませんので、所得税の確定申告書を「税務署」へ提出してください。※町・県民税の住宅ローン控除申告書の町への提出は不要です。

適用拡大に!

従前の平成11年から18年までの入居者に加えて、平成21年から25年までの入居者も対象となります。



家屋を取り壊したときは届出を!

平成23年1月2日から平成24年1月1日までの間に、家屋の取り壊しをした場合は必ず届出をお願いします。ただし、法務局で滅失の登記を済まされた場合は必要ありません。届出がされないと24年度も引き続き固定資産税・都市計画税が課税されてしまいますのでご注意ください。

○届出期限 平成24年1月31日(火)



■お問い合わせ先

下諏訪町役場税務課 資産税係
電話27-1111 (内線124・125)

事業所へのお願い 給与支払報告書(総括表)等の提出について

町税務課では、平成23年中に給与の支払いを行っている事業所に対して、総括表・区分け用紙・作成の注意事項を送付しております。報告書を提出していただく際には、総括表を一番先頭に徴収区分ごとに区分け用紙を入れて束ね、1月31日(火)までに提出いただきますようご協力をお願いします。

区分け用紙の種類

- 特別徴収 → ブルーの用紙
- 普通徴収 → ピンクの用紙
- 専従給与 → イエローの用紙

※所得税に係る届出書の様式は、国税庁のホームページからダウンロードできます。

◆国税庁ホームページアドレス <http://www.nta.go.jp/>

■お問い合わせ先 下諏訪町役場 税務課 町民税係
電話27-1111 (内線121~123)